

平成24年

10/1から

埼玉県水源地域保全条例に基づき

# 森林の土地取引に 事前届出が必要です!



埼玉県のマスコット  
【コバトン】

森林は水を育む大切な資源(一例)

水は、私たちが生きていくために必要不可欠な大切な資源です。  
その大切な水を育む森林を県民全体で将来にわたり守っていきましょう。

## 水源地域の区域

山間部の地域で、水源<sup>かん</sup>涵養機能を有する森林のある18市町村\*の大字単位で区域を指定

区域については、  
ホームページ、  
県林務関係機関で  
ご確認ください!



\*秩父市、飯能市、本庄市、日高市、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、鶴山町、  
としがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町、東秩父村

詳しくは裏面へ

